

● 有機農産物認証の現状と問題点 ●

北海道有機農業研究協議会

会 長 木 村 宏

まえがき

20世紀の大量生産・広域流通を中心とした農業も終わりを告げ、21世紀には本来の自然に育まれた環境に優しい農業、いつまでも持続可能な農業が展開されようとしています。国際的にも農業がもたらす塩類集積問題、農薬等の環境汚染問題などから、国連機関のWHO（世界保健機構）とFAO（国連食料農業機構）の合同食品規格委員会（所謂CODEX委員会）で有機農産物についての規格統一について、1990年より検討が進められています。

ようやく1998年に合同委員会食品表示部会で、農産（耕種分野）と食品加工分野の有機農産物の基準、認証、表示のガイドラインが合意に達し、1999年6月カナダの委員会総会で、「CODEX有機農産物規格」として採択されました。これを受けて、この委員会に参画している日本もこれを批准するとともに国内法の整備を行い、日本農林規格として国際的にも通用する、「有機農産物」表示基準として明確化することとしました。

それでは、これまでの「有機農産物等に係る表示ガイドライン」から、どうこれから展開していくのでしょうか。

1 表示ガイドラインから改正JAS法へ

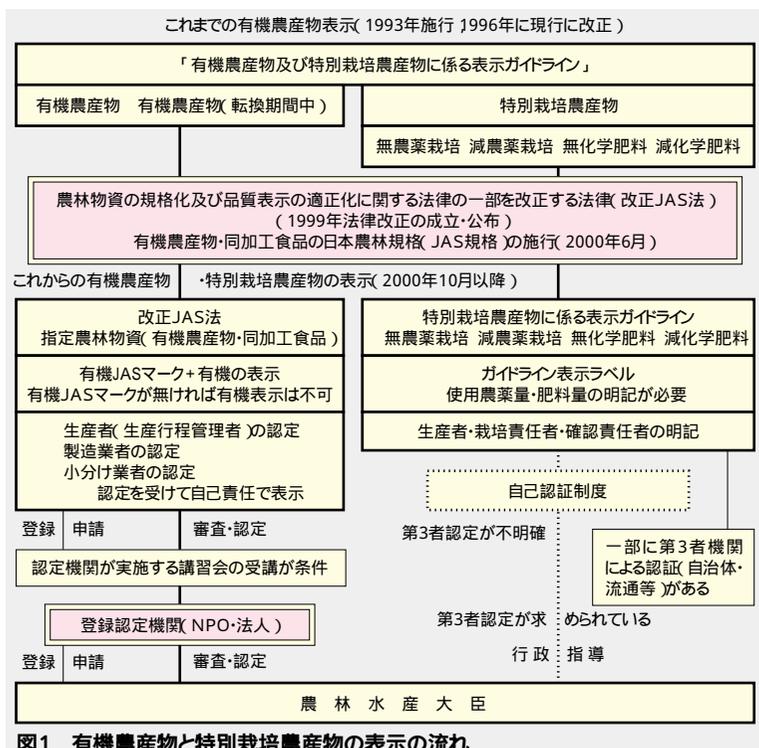
わが国では、これより先1992年より環境に負担をかけないで健全な農産物を生産するため「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）」を推進して行くこ

ととして、農林水産省内に「環境保全型農業推進本部」が設置されました。有機農業もその一つの形態として位置づけられました。

1993年には、それまで消費市場にはらんする工セ有機農産物に対する消費者の不信感や、流通現場での混乱を避けるために「有機農産物及び特別栽培農産物に係る品質表示ガイドライン」を制定して、有機農産物の流通に取り組んできました。この当時の東京卸売り市場での有機農産物の取り扱い量は、全体の0.2%に止まっていた。このガイドラインは1996年に見直しが行われ、さらに米・麦も加えられ、1997年から現在のガイドラインとして施行されてきましたが、行政指導であり罰則がありませんでした。

その後、前述のような国際的な流れの中で、農林水産省は「有機食品の検査・認証制度検討委員会」を設置して、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資についての、特定JAS規格（生産の方法についての基準を内容とするJAS規格）として、有機農産物の法制化に向けて国際的な生産基準や、CODEX委員会での検討が進められているガイドラインに準拠した制度の検討が行われ、1998年にその枠組みが公表され、1999年7月に「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正案」として国会に提出され、可決されました。ここまでの流れを図示して見ると図1のようになり、種々の問題は含んでいるものの、特別栽培農産物の表示も定着してきており、自己認証から第三者認証が求められています。

この結果、一般消費者向けの全ての飲食料品が、品質表示基準の対象となったこと。全ての



日本農林規格では、有機農産物について次のような定義を与えています。即ち、「農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する、環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産されること」を生産の原則としています。

当該ほ場では「少なくとも播種又は植付前2年以上(果樹などの多年生作物では収穫前3年以上)の期間、有機栽培されたほ場での生産が条件」となります。従って前作物が減肥・減農薬などの特別栽培農産物栽培で



生鮮食料品に原産地表示が義務づけられることになったこと。特定JAS規格の対象として、政令で指定する指定農林物資として、「有機食品については、その生産又は製造の方法について検査認証を受けたものみに『有機』の表示」をして、一般消費者向けに流通する仕組みを整備することになりました。また、5年ごとの日本農林規格等の見直し。日本農林規格の国際基準との整合性の確保。有機農産物の登録格付けを行う機関への、民間法人の参入の容認などが盛り込まれました。

2 改正JAS法のポイント

あったり、輪作で当該年だけ有機栽培というのは認められません。

次に生産物の認定ですから、そのほ場で誰がその栽培管理をするのかを明確にする必要があります。つまり、生産行程管理者(生産者又は生産組合等)として、有機栽培農産物の栽培を管理し、生産管理計画や管理記録の作成等が、きちんとできるための体制が整っていることが必要となります。

生産行程管理者として認定されれば、生産された有機農産物について格付けを行い、国が定める有機JASマーク(図2)を貼付し、ここで初めて「有機」の表示ができることとなります。この認定を受けずに「有機」又は類似の表示を行うと、ガイドラインの時とは異なり罰金刑に処せられることとなります。

これまでのガイドラインからは、有機農産物及び有機農産物(転換期間中)の表示はなくなり、無農薬栽培、無化学肥料栽培、減農薬栽培、減化学肥料栽培、単独又はその複合の場合の特別栽培農産物のみガイドラインとなります。これについても今後の取り扱いをどうするか、農林水産省内に検討委員会が設置されて、検討が開始されて

います。

3 有機農産物認証の流れ

有機農産物の認証を行おうとするには、まず、生産行程管理者としての認定と生産ほ場の認定を、国が許可した登録認定機関による認定を受けなければなりません。その手順は概略次のようなものです。

生産行程管理者講習会の受講：登録認定機関の実施する講習会を受講し、その修了証を受けなければなりません。種々の規程について習得するためです。

組織づくり、生産ほ場・施設の確定、生産管理のための計画書や規程等の作成、各種の記録書及び根拠書類の整備が必要で、これらの図面、配置図、場合によっては写真などが必要です。

登録認定機関への申請書式にしたがって、書類や前記のほ場・施設等の配置図、誓約書等を登録認定機関に提出します。

登録認定機関では書類による審査、実施検査を経て、生産ほ場や施設・機械、栽培計画、栽培管理法、使用資材等に問題がなければ生産行程管理者を認定し、認定書を交付します。これからは登録認定機関によって異なるので事前チェックが必要です。

生産物については、収穫記録、包装されれば荷姿別小分け記録等、生産物の出荷記録などの整備が求められ、小分けの段階で図2の有機JASマークを表示し、ここで初めて「有機」の名称が使用できることとなります。

4 有機農産物で使用可能な資材

今回の改正JAS法では、生産に使用する種子などは、化学農薬等による消毒の行われていない有機農業による生産由来の種子の使用を原則とし、遺伝子組み換え由来の種子の使用は禁止しています。輸入種子の使用では注意が必要でしょう。入手困難な場合で、その理由が明確である場合には、最少限度の消毒済みの種子でも使用可能としています。

堆きゅう肥等は家畜及び家禽廃棄物に由来する堆肥であって、化学的に合成された物質を添加し

ていないことが条件となっています。できるだけ家畜へのホルモン剤等を使用しないことが必要です。なお、今回は有機畜産物や有機水産物は改正JAS法の対象には入っておらず、CODEX委員会での検討結果待ちとなっております。さらに1～2年の検討期間が必要なようです。その理由は、家畜飼料の規制や家畜衛生等との関係が複雑なためです。

5 特別栽培農産物の行方

これまでのガイドライン表示に基づく特別栽培農産物は、流通や消費者からも一定の評価を受けており、特に産直の契約栽培型では定番化しています。JAによっては産直対策室を設けて、消費者や流通業者との栽培基準の協議を行い実施しているところもあります。

私ども北海道有機農業研究協議会でも、会員からの強い要望もあって、会独自の栽培基準による特別栽培農産物の認定を行っており、2000年度は約70戸の会員について認定をし、農林水産省のガイドライン表示ラベル（生産者名の他、使用農薬や化学肥料の回数や量を明示）及び、当会の認証マークを交付しています。

ガイドライン表示での栽培基準では、減肥・減農薬とは、当該地域の慣行使用量や回数の50%以下としていますが、例えば、北海道では本州の農薬使用量からみると、農薬販売量では約半分位と言われており、私どもでは最低限必要な場合に、農薬や肥料を使用するとする環境保全型持続農業に基準のスタンスを置くことにしており、その究極の目標値が有機農業と考えています。

現実には有機農産物市場は、それほどノビは期待できないのが現状と思います。農産物の消費者価格に占める生産者価格は、その30%程度である中で、生産量の低下の否めない有機農産物の高価格化は、輸入農産物の増加する現在、なかなか消費者の健康と安全思考だけでは理解されないことです。つまり、単に高付加価値化を求める有機農業は成立せず、人間の安全・安心と地球環境の保全・維持を信条とした、生産者の信念と責務と消費者との信頼があって成立するもので、認証はその保障と考えています。そのうえでの価格成立が消費者との合意の上で必要ではないでしょうか。